

学校における食物アレルギー対応ガイドライン

※本ガイドラインでは、「学校」には、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校を含み、「児童生徒」は、幼児児童生徒をさします。また、「栄養教諭」には、学校栄養職員を含みます。

基本方針 (P.1)

～食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送るために～

正確な情報の把握と共有

- ・食物アレルギーを有する児童生徒個々の対応について、協議、決定する
- ・保護者に対応内容や取組を説明し理解を得る
- ・全教職員で情報を共有する

日常の取組と事故防止

- ・食物アレルギー対応委員会を設置運営する
- ・各教職員の役割を明確化し、それぞれの教職員が職種に応じた役割を担う
- ・食物アレルギーを有する児童生徒それぞれの個別取組プランを作成する

緊急時対応

- ・迅速な対応をするための校内体制を構築する
- ・緊急時対応マニュアル等を整備する
- ・緊急時対応に備えた教職員研修を行う

【学校における食物アレルギーに対する基本的な考え方】

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同等の教育活動を行う
- ② 組織で対応し、学校全体で取り組む
- ③ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づき対応を決定する
- ④ 学校・保護者・主治医・学校医が連携する

取組の流れ (P.2)

① 食物アレルギー対応委員会

② 日常の取組

③ 緊急時対応

食物アレルギー対応委員会 (P.3~P.10)

	役職	主な役割
委員長	校長	対応の責任者
委員	教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応
	主幹教諭等	教頭の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	保健主事	対応委員会開催にあたっての調整
	学級担任・学年主任	実態把握、保護者との連携、事故防止、安全な給食運営
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止
	給食主任・栄養教諭	実態把握、給食調理・運営の安全管理、事故防止

※必要に応じて、学校医、主治医に委員会への出席を求める

いつ

- ・毎年度当初
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の転入、編入時
- ・病状変更時
- ・食を扱う活動、宿泊等校外活動計画時
- ・事故およびヒヤリハット発生時

だれが

- ・管理職が開催を指示
- ・協議内容によって、委員を選定
- ・全体把握をする者（管理職・主幹教諭等・保健主事）、活動を運営する者（担任・担当者等）、緊急時対応をする者（養護教諭）は原則参加

なにを

- ・食物アレルギーを有する児童生徒数およびその内容
- ・給食での対応を必要とする児童生徒数およびその内容
- ・食物、食材を扱う授業、活動、宿泊等の校外活動の内容
- ・年間計画の作成と運営
- ・校内研修の計画と運営

【各職種に求められる役割】

	全体把握	学校生活全般	給食対応	緊急時対応
校長 ※教頭	◎	○	○	◎
主幹教諭等	◎	○	○	◎
保健主事	◎	○	○	○
学級担任 教員		◎	◎	◎
養護教諭		○	○	◎
給食主任 栄養教諭		△	◎	○
その他の職員等		△	△	○

学校生活全般とは、食物・食材を扱う授業・活動や運動（体育・部活動）、宿泊等の校外活動など

◎…主となって担う

○…ダブルチェックなどの確認作業

△…補佐・支援

日常の取組 (P.11~P.19)

各活動における取組は、食物アレルギー対応委員会を中心として、組織的に行う。

【給食】

- ・安全性を最優先に、食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する。
- ・原因食物の完全除去対応（提供するかしらないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な対応は行わない。
- ・家庭で食べていないものを、学校で初めて食べることは避ける。

【食を扱う活動】

- ・家庭科（調理実習）では、事前の調査、食材の選定、調理開始時、喫食前など、それぞれの場面で複数の教職員によるダブルチェックを行う。
- ・宿泊等の校外活動では、普段の学校生活よりも事故発生の危険性が高まるため、食物アレルギーを有する児童生徒の行動把握が求められる。

【その他の活動】

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーの既往がある児童生徒については、食後の運動の有無に関わらず、学校生活においては、原因食物を摂取しないこととする。

緊急時対応 (P.20)

【日頃の準備】

- ①連絡先の確認
保護者や医療機関など、緊急時に連絡すべき連絡先を全教職員が閲覧できる状態で管理する。
- ②搬送先の確認
事前に主治医等から、主治医のいる医療機関への搬送を指示されている場合は、搬送時の連絡の際に必要な情報提供ができるよう事前に確認しておく。
- ③情報提供カードの準備
事前に作成しておき、搬送時救急隊に提示する。
- ④薬品管理
緊急薬やエピペン®を所持している場合は、使用方法や保管場所等を全教職員で共通理解しておく。
- ⑤緊急時の主な役割の把握
右表の主な役割について、全教職員が事前に把握しておく。

役割分担	教職員	主な役割【例】
リーダー	校長 (到着までは 第一発見者)	・指示、判断（救急車要請等） ・エピペン®の使用または助動、心肺蘇生やAEDの使用 ・教育委員会への報告
発見者 (観察)	養護教諭 学級担任 第一発見者 等	・症状の観察、緊急性の判断 ・当該児童生徒への声かけ ・投薬の指示や処置（エピペン®使用、心肺蘇生等）
連絡	その他の教職員 学級担任 等	・119番通報 ・教職員の招集 ・緊急連絡先への連絡（保護者・主治医等）
準備・記録 その他	その他の教職員	・緊急時マニュアル、学校生活管理指導表の準備 ・緊急時薬やエピペン®、AEDの準備、補助 ・経過の記録 ・周囲の児童生徒の管理 ・救急車の誘導